

本文	説明
<p>5 自律的な地域コミュニティをつくる</p> <p>1 課題</p> <p>少子超高齢化の進行により、今後、より一層、世帯規模の縮小が進み、家族と近隣・地域社会との関係がますます希薄になること、地域組織の役員の高齢化や後継者不足、組織加入率の低下等により地域活動が沈滞することが懸念されます。また、市民ニーズが複雑・多様化する反面、税収入の減少等により行政サービスの縮小が余儀なくされ、市民ニーズや地域課題にきめ細かく対応することが困難になることが予想されます。</p> <p>このような将来的な課題に対応するため、多様な活動主体との協働のもと、地域住民自ら総合的・自律的なコミュニティづくりに取り組む必要があります。</p> <p>2 取り組みの方向性</p> <p>(1) 人と人とのつながりが豊かな地域コミュニティの形成</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域コミュニティにおける地域の組織同士及び人と人とのつながりを豊かにし、信頼関係やネットワークを醸成 <p>(2) 地域を支える人材等の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 団塊の世代をはじめ幅広い世代の地域住民が、それぞれの立場やライフスタイルに合わせて地域活動に参加できる環境整備 コーディネート能力を持った地域人材の育成 大学など教育機関との連携による、学生のまちづくりへの参加などの人材の確保と、大学のノウハウを活かした人材の育成 地域コミュニティを支え、新たな公共サービスの担い手となる社会的企業（ソーシャルエンタープライズ）の育成① <p>(3) 地域活動に参加しやすいしかりづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域に関する興味や関心の喚起、地域の現状や課題、資源など地域をとりまくさまざまな情報の効果的な収集・発信 さまざまな媒体による市政情報の公開・提供を通じた、地域と市の情報共有 <p>(4) ゆるやかな連携（地域ネットワーク）の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治会など地縁型の組織、ふれあいのまちづくり協議会や防災福祉コミュニティなど特定のテーマに応じて活動を行う組織、さらに NPO など、各活動主体がそれぞれの強みや個性・特性を活かして、相互に連携して総合的に地域活動を展開することが可能となるよう、各活動主体の横断的・開放的なネットワーク(ゆるやかな連携)づくりを支援 連携の核となる地域代表性を持った地域（連携）組織を、市の協働パートナー及び新しい公共サービ 	<p>① 社会的企業（ソーシャル・エンタープライズ）</p> <ul style="list-style-type: none"> 今のところ定義は、様々な機関によって異なり共通した定義は無いのが実情であるが、ここでは、コミュニティ、福祉、環境、教育など様々な分野の社会的な課題の解決に取り組む NPO や営利企業、組合等様々な形態を取る事業体をイメージ。 <p>※ソーシャルビジネス研究会報告書(経済産業省)における定義</p> <ul style="list-style-type: none"> ①社会性：現在解決が求められている社会的課題に取り組むことを事業活動のミッションとすること。 ②事業性：①のミッションをビジネスの形に表し、継続的に事業活動を進めていくこと。 ③革新性：新しい社会的商品・サービスや、それを提供するための仕組みを開発したり、活用したりすること。また、その活動が社会に広がることを通じて、新しい社会的価値を創出すること。 <p>② 市の協働パートナー及び新しい公共サービスの担い手</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の様々な活動主体がゆるやかに連携した地域（連携）組織と市がパートナーシップ関係を構築し、お互いの役割分担を定めて地域の課題解決に取り組み、協働と参画のまちづくりを進めるためのしくみとして、「神戸市民による地域活動の推進に関する条例」に基づく「パートナーシップ協定」の締結を促進中。 <p>※現在、2地域（野田北部・北須磨団地）で協定締結</p> <p>③ きめ細かい地域活動に対する支援の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 活動の場の提供、地域人材の育成、地域事務局の運営支援、地域円卓会議の開催など。 社会的企業が補助金に依存することなく自主財源を確保し、地域コミュニティの持続的な運営が可能となるよう、市の事務事業の社会的企業へのアウトソーシングなど。 <p>④ 庁内のまちづくり関係セクションとの横断的連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画総局、保健福祉局、みなど総局、消防局、建設局、市民参画推進局などの連携。 <p>⑤ 区役所のバックアップ機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 区のまちづくりを各局バラバラではなくトータル的にサポート（情報交換・共有・提供、局間・区局連携調整、事業手法や専門的ノウハウの提供、総合的な地域支援戦略の策定など）するため、上記のようなまちづくり関係セクションが連携した組織。 <p>⑥ 本庁と区役所の役割分担の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 本庁の権限をできるだけ区へ委譲し、できるだけ身近なまちづくりに関することは区の直轄でできるような組織・人員も含めた見直し。（行政組織内分権） <p>⑦ 本庁・区役所と地域コミュニティの役割分担の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域課題の解決や地域の活性化など地域で対応することが可能な事業を、できるだけ新しい公共サービ

スの担い手(②)として位置づけ、その総合的・自律的な地域運営を支援

(5) 地域の実情に応じた地域活動支援

- ・ 地域の課題や実情、地域ニーズに応じた、きめ細かい地域活動に対する支援の充実・強化(③)
- ・ 地域ニーズに応じて弾力的な運用ができる、地域への包括的な財政支援の実施
- ・ 専門家（アドバイザー・コンサルタント）の派遣など、地域の特性や活動の実情に応じたオーダーメイド型の地域活動支援メニューづくりの推進

(6) 地域コミュニティを支えるしくみづくり

- ・ 地域コミュニティにおけるさまざまな地域活動を総合的に支援する総合窓口として、各区の個性と状況に応じた支援体制を強化
- ・ 各区における地域担当制の一層の充実
- ・ 庁内のまちづくり関係セクション(④)の横断的な連携や、区役所のバックアップ機能の強化(⑤)など、全庁的なまちづくり支援体制の整備
- ・ 本庁と区役所の役割分担の見直し(⑥)
- ・ 本庁・区役所と地域コミュニティの役割分担の見直し(⑦)

めざす将来の姿（事務局仮案）

- ・ まちづくりに取り組む各主体（住民、事業者、行政など）が、自らの責任と役割を認識し、お互いの役割を尊重しながらともに地域課題の包括的な解決に協力して取り組む、人と人とのつながりを活かした協働と参画によるまちづくりを進めていく。
- ・ 地域、すなわち住民が「わがまち」と認識できる範囲において、地域組織や NPO、ボランティア、事業者などの様々な活動主体がゆるやかに連携（地域ネットワークを形成）し、地域の核となる地域代表性を持った地域（連携）組織が主体となって市とパートナーシップ関係を築き、総合的・自律的な地域運営を展開する姿をめざす。
- ・ 地域の自然、歴史、文化、景観など様々な特色が尊重され、子どもからお年寄りまでが安全で安心して快適に暮らすことのできる、市民の知恵と力が生きる個性豊かで、魅力と活力にあふれた地域社会をめざす。

スの担い手と考えられる、地域コミュニティにおける地域組織や NPO などが主体となった社会的企業に任せて、地域の実情に応じたきめ細かい対応をしてもらうような方向性。（地域分権）